

**【声明】給特法等改定法案の強行採決に抗議するとともに、その具体化を許さないとりくみに
全力を尽くします**

参議院は6月11日、衆議院で一部修正された給特法等改定法案の採決を強行しました。衆参両議院の文教科学委員会における審議は決して十分なものではなかったとは認められず、野党や参考人からの問題提起に真摯に答えることなく可決したことは、私たち現場で働く教職員の願いに背く許しがたいものです。衆議院で17、参議院で21もの附帯決議がつくこと自体、この法案がいかに欠陥だらけであるかを示しています。

給特法の見直しの発端は、「定額勤かせ放題」と批判されるように、教員の長時間過密勤務の解消がありました。しかし、議論の核が教員の待遇改善へとすり替わり、教職員の長時間過密勤務の解消という本来の目的を果たせない内容となっています。依然としてその仕組みは温存されたままです。

法には残業手当を支給する仕組みも教員定数標準法改定による基礎定数大幅増も入っていません。私たちの切実な要求は定数増につながる実効ある法改正であり、そのためにも超過勤務を労働時間として認めてほしいということにあります。

労働基準法が定める残業代支給の制度のないまま、教職調整額を増額する処遇改善を行えば、長時間勤務を今以上に広げる結果になりかねません。また、教職員が長時間労働を強いられているのは、それだけ仕事量が多いことが原因に他ならず、教職員定数を抜本的に増やさなければ1人当たりの業務量の縮減はできません。

「主務教諭」という新たな職の創設や担任手当3,000円支給によって「メリハリある給与制度」を導入することは、教員の長時間過密勤務の解消とは何の関係もありません。そのために、すべての教員に支給されている「義務教育等教員特別手当」や、特別支援教育に携わる教員に支給されている「給料の調整額」を減額することによって、教職員間に新たな分断を持ち込むことは明らかであり、到底受け入れることはできません。教員の待遇改善についても疑惑が膨らむ内容です。教職調整額をわずか1%引きあげるだけでも手当の削減とセットですから、次に1%引き上げる際には他の手当や本給削減が企図されているのではないかという疑惑も生じます。

修正により月30時間の超過勤務時間の上限が規定されることになりましたが、給特法に勤務時間の上限を規定してしまえば、文科省が「限定4項目以外の超過勤務は労働時間ではない」と説明をせざるを得ない労働基準法違反の「時間外在校等時間」を法律に明記してしまうことになります。法律に規定することによって本来は1日7時間45分の所定の勤務時間を超えて、1ヶ月あたり30時間までは超過勤務として公認されてしまう懸念もあります。そうなれば、教員の長時間過密労働の解消に逆行してしまいます。

私たちは、現場で働く教職員の声に一切耳を傾けることなく、給特法等改定法案の採決を強行したことに強く抗議します。同時に、この法案は成立しましたが、「主務教諭」制度の創設はじめ、法で示された多くの項目については県条例や規則の制定が必要となります。山口県教組と山口県高教組は、給特法等改定法の条例化などその具体化を許さず、これから山口県教育委員会との交渉に全力で臨むことを表明します。

2025年6月11日

山口県高等学校教職員組合

執行委員長 石田 高士

山口県教職員組合

執行委員長 林 淳生